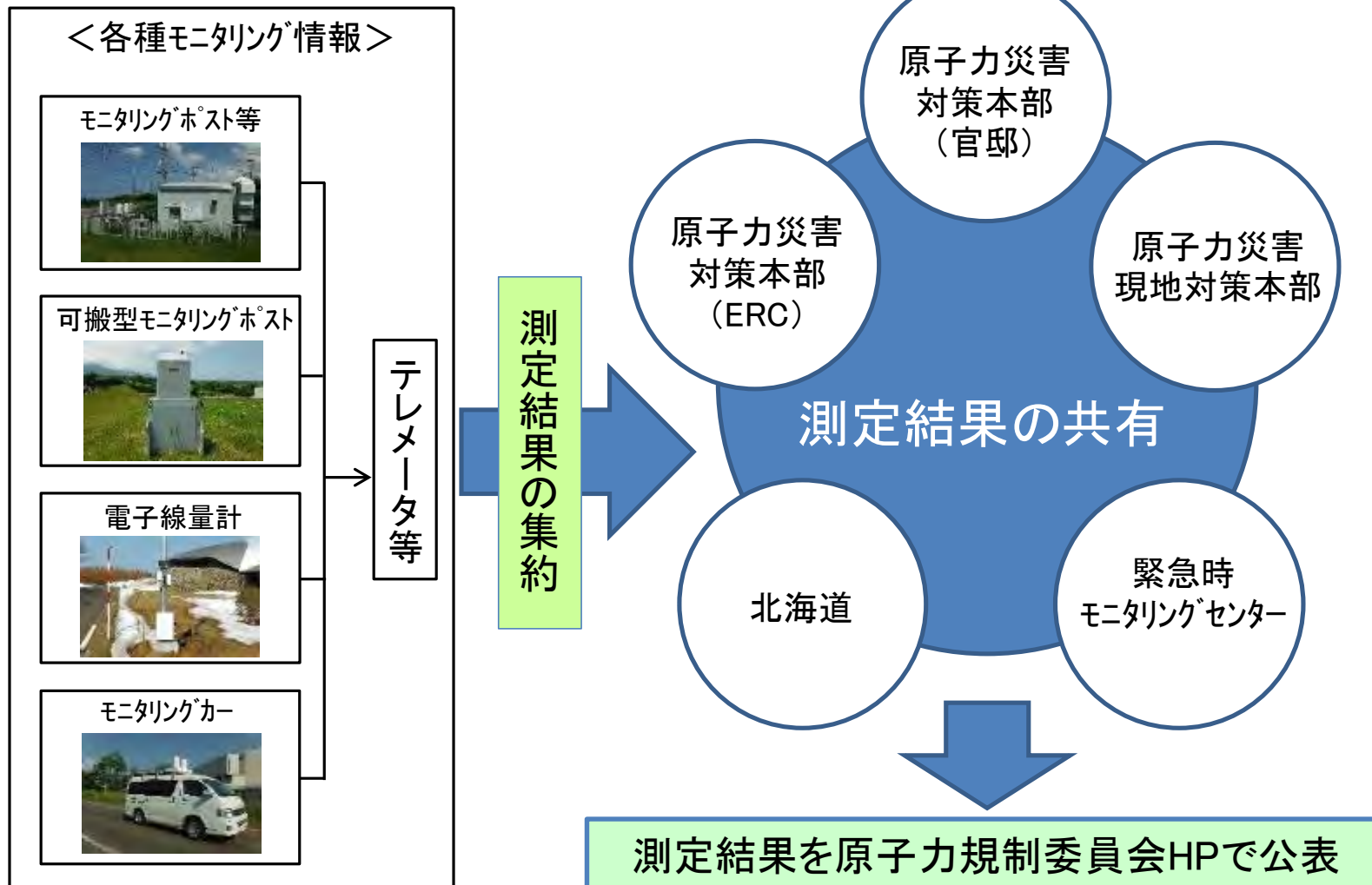
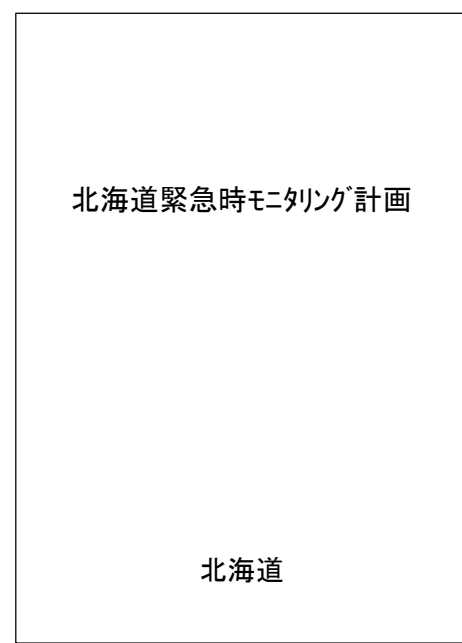


- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、北海道が策定している「北海道緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。



緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定
- ヨウ素サンプラの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域の特定 等

<実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

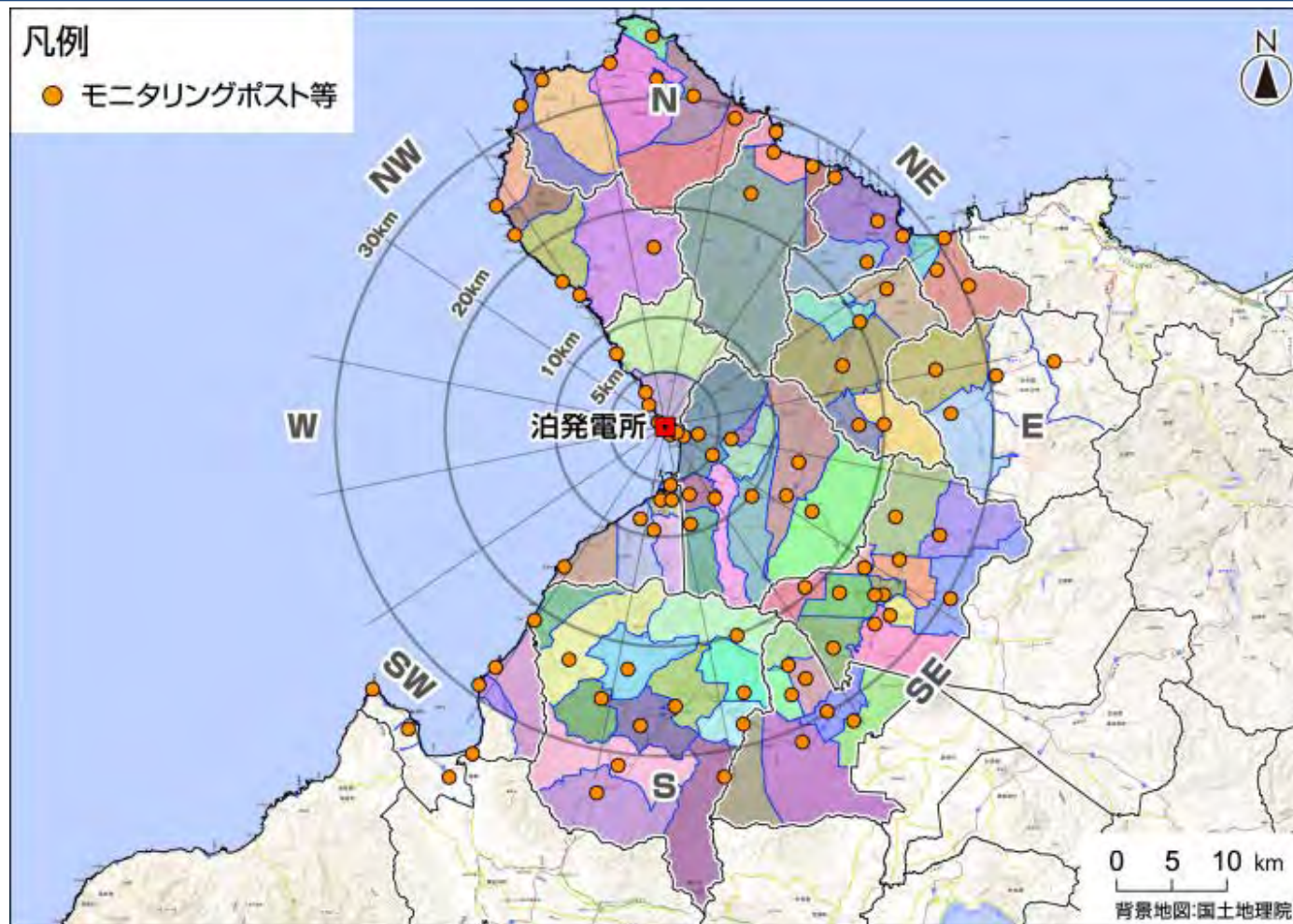
関係機関の保有資機材数

(令和2年度調査による。北海道・北海道電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	18	75	21
府県	923	262	39
原子力事業者	619	59	34
関係指定 公共機関	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

- 緊急時モニタリングによる実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に緊急時モニタリング地点を設定する必要がある。
- 北海道では既設モニタリングポスト等を含め緊急時モニタリング地点83地点（PAZを除く）を設定し、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。なお、全ての測定局について非常用電源を装備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



とまり
 図 泊地域における緊急時モニタリング地点と一時移転等の実施単位

北海道電力は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(計8局)で、発電所敷地境界付近の空間放射線量率を測定
 - ・モニタリングステーション(1局)で、発電所敷地境界付近の大気中の放射性物質濃度測定用の試料を採取
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(8台)
 - 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポスト(4台)を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む12箇所の空間放射線量率を測定
 - さらに、モニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト及びサーベイメータ等を搭載する車両(1台)を配備
- また、北海道電力は、北海道等との安全協定に基づくモニタリングポスト(1局)を配備しているとともに、北海道地域防災計画に基づき北海道へモニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト(7台)等の貸与等を行う。



モニタリングステーション等【9局】



可搬型モニタリングポスト【19台】
(衛星電話による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



可搬型モニタリングポストおよび
サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

9. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定剤素剤、避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内（泊村）住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- ▶ 北海道及び泊村では、PAZ内住民を対象に住民説明会を開催。
- ▶ 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。
- ▶ 令和2年11月1日現在、40歳未満の者267人に配布しており、今後も継続して説明会を開催し、転入者等への配布や薬剤の更新等を実施。



＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

北海道及び泊村により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



地区名	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者数
照岸地域	30	28
第三地域	47	33
第二地域	16	12
第一地域	5	5
臼別地域	52	33
茅沼地域	78	71
渋井地域	91	67
堀株地域	31	18
合計	350人	267人

※ 北海道及び泊村では、上記地域に居住する住民1,146人のうち、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者893名に対して安定ヨウ素剤を配布済み。

PAZ内（共和町）住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布

きょうわちょう

- 共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、そのため、北海道とともにPAZ内住民を対象に安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事前問診を行っている。
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して事前問診を実施。
- 令和2年9月2日現在、40歳未満の者348人の事前問診を完了しており、今後も継続して説明会を開催し、事前問診を実施。



＜安定ヨウ素剤緊急配布（訓練風景）＞

共和町により、避難用バス乗車時に事前に実施した問診に基づき安定ヨウ素剤を配布。



安定ヨウ素剤の緊急配布場所（バス集合場所）	40歳未満の住民数	40歳未満の問診済住民数
宮丘地区寿の家	23人	4人
北辰小学校	2人	1人
ビシャムナイ会館	19人	17人
発足コミュニティセンター	43人	26人
はまなす幼児センター	98人	49人
発足克雪管理センター	36人	15人
北電体育館	244人	236人
合計	465人	348人

※ 北海道及び共和町では、上記地域に居住する住民1,103人のうち、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者715名に対して安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事前問診を済み。

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、北海道は計17箇所の施設に合計約714,000丸の丸剤と約2,000gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤6,060包を備蓄。(令和2年4月1日現在)
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各町村が指定するバス集合場所(計108箇所)及び避難退域時検査場所(候補地計29箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。なお、避難退域時検査場所に近接する寿都町、蘭越町及びニセコ町については、発災時に北海道が指定する避難退域時検査場所で、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

北海道:17箇所

道及び町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各町村が指定するバス集合場所で緊急配布※1
(計108箇所)

泊村:2箇所

共和町:21箇所

岩内町:14箇所

神恵内村:5箇所

倶知安町:8箇所

積丹町:1箇所

古平町:9箇所

仁木町:17箇所

余市町:26箇所

赤井川村:5箇所

避難退域時検査場所で緊急配布※2

寿都町:候補地3箇所

蘭越町:候補地5箇所

ニセコ町:候補地4箇所

※1:バス集合場所等で緊急配布する10町村の住民は、避難退域時検査場所(候補地計29箇所)でも緊急配布を受けられる

※2:避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に北海道が指定する箇所において配布